

ふるさと信州・環^わの住まい助成金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、ふるさと信州・環の住まい助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第10の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める要件)

第2 要綱別表のⅠの1の(3)の知事が別に定める要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。

- (1) 構造材であること。
- (2) 粗挽き後概ね6月以上天然乾燥していること。
- (3) 上棟後、仕上げ前に概ね3月以上建て方乾燥していること。
- (4) 含水率が概ね認証基準以下であること。

2 要綱別表のⅠの4及びⅡの2の知事が別に定める者は、申請に係る住宅について、次に掲げる費用の合計額が総請負金額の8割以上となる施工者とする。

- (1) 県内に主たる事務所を有する一次下請事業者への支払金
- (2) 県内業者から購入する資材又は物品に係る支払金

(交付の決定の方法)

第3 交付の決定は、交付申請書を受理した日による先着順とする。ただし、予算の額に達することとなる交付の決定をする日において交付の決定をする場合であって、予算残額以上に交付申請があったときは、当該決定をする日に交付の決定をすべきものと認めた交付申請のうちから、抽選により交付するものを決定しなければならない。

2 前項の抽選により交付の決定がなされなかった者は補欠とし、前項の抽選の日が属する年度の末日までの間に、交付の決定の取消しが生じたときは繰り上げて交付の決定をするものとする。この場合において、補欠の順位は、あらかじめ抽選により決定する。

(事業の完了)

第4 規則第12条第1項の補助事業等が完了したときとは、ふるさと信州・環の住まい認定要綱（平成22年2月26日21住第451号）第2に規定するものをいう。）を受け、かつ、補助事業者等が居住を開始したときとする。

2 要綱第5の別に定める日とは、交付申請書に記載された事業完了の期日の属する年度の末日とする。

3 要綱第5の別に定める申請期間は、事業の完了時期毎に次に掲げるとおりとする。

第1期（交付申請日の属する年度の末日までに事業が完了するもの）

交付申請日の属する年度の4月15日から3月15日まで

第2期（交付申請日の属する年度の翌年度の末日までに事業が完了するもの）

交付申請日の属する年度の12月1日から3月15日まで

(事業実績報告書の提出)

第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書の提出は、交付申請書に記載された事業完了の期日の属する年度の末日までに行うものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 21 日から適用する。

この要領は、平成 23 年 4 月 15 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。